

仕様書

1 件 名 久留米市短期集中型訪問事業（生活機能訪問相談サービス）業務委託

2 履行場所 久留米市が指定した場所

3 履行期間 令和6年4月1日 から令和7年3月31日 まで

4 委託業務の目的

久留米市短期集中型訪問事業（生活機能訪問相談サービス）実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、久留米市が実施する短期集中型訪問事業（生活機能訪問相談サービス）（以下、「訪問C」という。）を実施する。

5 基本事項

受託者（以下「乙」という。）は、久留米市（以下「甲」という。）が定める本仕様書のほか、実施要綱に基づき、業務を実施すること。

6 共通事項

この事業は、次の2つの区分を設けることとする。

(1) 生活機能アドバイスタイプ

リハビリテーション専門職が、利用者の居宅を訪問し、自立した生活を営めるよう本人の状態に合わせた指導・助言を行い、生活機能の向上を図る。

(2) 集中デイアセスメントタイプ

リハビリテーション専門職が、短期集中通所サービス（以下「集中デイ」という。）を利用しようとする者の居宅を訪問し、集中デイが効果的に実施されるよう日常生活における支障や生活機能の改善可能性の評価を行う。

7 対象者

(1) 訪問Cの提供を受ける者は、第一号被保険者の要支援認定者又は事業対象者のうち、以下の全ての要件を満たす者とする。ただし、甲が別に認める場合はこの限りでない。

ア 介護保険法第115条の45第1項第1号ニに定める第一号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）に基づき、訪問Cの利用が位置づけられた者

イ アの要件を満たし、「久留米市短期集中型訪問事業（生活機能訪問相談サービス）利用申込書兼同意書」（別紙1）（以下「申込書」という。）により同意が得られた者

8 訪問Cの提供者

訪問Cを提供する者は、以下の専門職とする。

- ア 理学療法士
- イ 作業療法士
- ウ 言語聴覚士

9 利用者負担

訪問 C の利用にかかる負担は求めない。

ただし、訪問 C の提供にあたり、利用者個人の所有物となる物品等の購入が必要となる場合は、その実費相当額を利用者に請求できるものとする。

10 他事業との連動

甲が実施する通所型短期集中予防サービス（以下、「通所 C」という。）において、当該事業と連動して支援を提供する必要がある場合は、通所 C に従事する専門職と連携を図りながら進めること。また、当該事業に関連して実施する介護予防に資する取り組みに協力すること。

11 活動日

原則、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び年末年始を除く日とする。なお、本事業における活動日については、別途甲と調整すること

12 業務内容

乙は、対象者の管轄地区の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所（以下「担当者」という。）と連携し、以下の手順により訪問 C の提供を行う。

(1) 利用申し込み

担当者から利用者に関する基本情報、利用希望日時等の情報提供を受け、受け入れの可否等について担当者へ返答する。

(2) サービス担当者会議への参加

利用者の基本情報や留意点について確認するとともに、担当者と連携を図りながらサービス担当者会議に参加すること。

(3) 支援内容の説明及び同意

利用者に対してサービスの提供内容について説明し、同意を得ること。

なお、利用者への個別支援において実費負担が予想される場合は、事前に説明し、承諾を得るものとする。

(4) 個別サービス計画の作成及び提出

「個別サービス計画書」（任意様式）を作成した後、利用者へ説明及び同意を得た上で原本を乙が保管し、その写しを利用者及び担当者に交付すること。

なお、訪問 C 提供期間中、利用者の状態に変化が生じたことにより、個別サービス計画書の内容に変更が生じる場合は、担当者に速やかに連絡し、情報共有を図ること。

個別サービス計画書の様式については、甲が示す参考様式に準じたものを使用すること。

(5) 訪問 C の提供

乙は、次に掲げる内容に基づき、事業所において利用者に対し、運動機能及び生活行為における課題の改善又は状態悪化の予防にかかる専門的なプログラム（動機づけ面談等）を提供する。

ア 提供期間及び回数

概ね3か月間（週1回約60分×12回）とする。

イ 提供場所

訪問 C を提供する場所は、原則、利用者の自宅とする。ただし、利用者の要望や事業所の実施

体制により、訪問することが適切でない場合は、事業所への通所等で実施することも可とする。

ウ 利用者の状態把握

「個別サービス計画書」及び「アセスメントシート」（別紙1）を使用して、利用者の心身の状態を把握すること。

エ 地域包括支援センターとの連携

利用者の社会参加を促すため、地域包括支援センター等と連携し地域資源を紹介すること。

オ 評価会議の開催

訪問 C の提供期間が終了する前（原則11回目提供終了後）に、利用者への効果や課題、今後の支援方針（支援終了の判断や地域資源の活用）等にかかる情報共有及び検討を行うための評価会議を開催すること。

カ 訪問 C 提供終了後の利用者の状態確認

訪問 C 提供終了3か月後に再び心身の状態の確認をする旨の説明及び日程調整等を行うこと。

(6) 利用状況報告

訪問 C の提供を開始した後、1か月毎に利用者の状態と実績を把握し、翌月5日までに担当者に「訪問型短期集中予防サービス提供実績報告書」（別紙4）を用いて報告すること。また、その際には必要時「アドバイスシート」（別紙2）を用いて報告すること。

(7) 個人情報の管理

乙は訪問 C 提供終了後、原則翌月までに関係書類の原本を甲に提出するとともに、関係書類の写し及び個人情報に関するデータを契約年度の翌年度から起算して5年間保管し、その後適切に廃棄しなければならない。なお、本事業を翌年度継続して受託しない場合は、その年度末をもって適切に廃棄すること。

(8) 評価

訪問 C の利用における効果や課題等について、利用者ごとに、甲と連携して評価を行う。なお、評価にかかる具体的な手法及び手順については、契約後、別途甲と調整すること。

8 履行条件

乙は、事業実施にあたり、従事者の氏名や資格を記載した名簿を甲に提出すること。なお、採用や退職等により、従事者に変更が生じたときは、甲に連絡するとともに、更新した名簿を提出すること。

9 事業報告

乙は、甲に対し、毎月の事業実績について、翌月 10 日（祝日・休日の場合は翌日）までに「訪問型短期集中予防サービス提供実績報告書」（別紙 4）により報告を行うこと。

なお、「訪問型短期集中予防サービス提供実績報告書」（別紙 4）の提出にあたっては、「訪問型短期集中予防サービス利用者状況兼実績報告書」（別紙 3）を添付すること。

10 委託料の支払方法

- (1) 業務の委託料は 1 ヶ月毎の業務実績に基づく実績払いとし、「訪問型短期集中予防サービス単価（別紙 5）」に定める単価に基づき、算出した合計額とする。なお、本事業は厚生労働省告示第 232 号及び消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 14 条の 3 第 5 号の規定に基づき非課税とする。
- (2) 乙は、前項に定める委託料を、甲が指定する方法により甲に請求すること。
- (3) 甲は、前項に定める請求書を受領後、審査のうえ適正と認められる場合は、30 日以内に委託料を支払うものとする。

11 安全管理等

- (1) 乙は、訪問 C の提供にあたり事故を未然に防止できるよう、利用者への配慮を適切に行うとともに、事故発生時の対応も含めた安全管理マニュアルを整備するなど、安全管理体制及び有事に際して迅速かつ適切に対応できる体制を整えること。
- (2) 乙は、次の各号のいずれかに該当する事態が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに、甲に状況を報告すること。
 - ア 本事業における訪問 C の提供期間中、利用者に事故があったとき。
 - イ 非常災害その他の事故により、委託事業の遂行が困難となったとき。
 - ウ その他委託事業に支障をきたす事態が発生したとき。
- (3) 乙は、適切な損害賠償責任保険等に加入すること。

12 損害の賠償

本契約における事業の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により発生した事故等により生じた損害については、乙が責任をもってこれを賠償すること。

13 個人情報に関すること

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に則り、適切に措置すること。

14 信用失墜行為の禁止

乙は、業務遂行にあたり、利用者はもとより関係機関等に対しても信用を著しく損なうような行為をしてはならない。

15 その他

- (1) 受託者は、本仕様書のほか、業務の実施にあたり、法令、久留米市短期集中型訪問事業（生活機能

訪問相談サービス) 実施要綱の規定を遵守すること。

- (2) サービス担当者は、この業務に従事しているときは常に身分証明書を携帯すること。
- (3) サービス担当者は清潔で活動しやすい衣服を着用して、訪問すること。
- (4) サービスの提供にあたっては、感染予防のための衛生管理に最善の注意を払うこと。
- (5) 利用者の不慮の事故等に備え、緊急時対応マニュアルを整備し、サービス担当者に周知徹底すること。
- (6) 本業務の遂行中に発生する事故に備え、賠償責任保険に加入し、加入後速やかに写しを1部、市に提出すること。
- (7) 受託事業者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。なお、市の取扱いについては、公式ホームページに掲載する「久留米市障害者差別解消に関する職員対応要領」を参照すること。
- (8) 契約に際しては、久留米市暴力団排除条例に基づき、「誓約書」を提出すること。
- (9) この仕様書に定めるもののほか、本事業に必要な事項は、乙甲と協議し、対応するものとする。